

包括的業務協力協定書

鹿児島県垂水市（以下「垂水市」という。）と株式会社鹿児島銀行（以下「鹿児島銀行」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、垂水市と鹿児島銀行が相互に業務の協力をすることにより、次に掲げる項目の効果的な実現を図ることを目的とする。

- (1) 垂水市内で事業展開する企業の経済活動（設備投資、販路開拓、ビジネスマッチング、資金調達等をいう。）に資する情報の提供・共有、推進のための協力
- (2) 垂水市外で事業展開する企業の垂水市への誘致のための協力
- (3) 垂水市の誘致企業関連産業の育成のための協力
- (4) 垂水市の地域課題の分析及び解決のための協力
- (5) 垂水市と鹿児島銀行との職員の人的交流の実施

（業務協力内容）

第2条 垂水市と鹿児島銀行は、法令その他の規程若しくは行内規則又は第三者との契約等に違反することのない範囲で、前条の目的を達するために、情報連絡会を設置し、情報又は意見の交換を隨時行うものとする。

2. 垂水市と鹿児島銀行は、個別企業の情報及び個人情報を相手方当事者に提供する場合は、各々の責任において、事前に個別企業等から同意を得るなどの必要な手続きを行うものとする。

（業務協力分野）

第3条 垂水市と鹿児島銀行が相互に業務の協力を分野は、次に掲げるものとする。ただし、双方の合意によりこれら以外の分野について相互に業務の協力を行うことを妨げるものではない。

- (1) 企業立地全般
- (2) 企業情報全般
- (3) 業界情報全般
- (4) 販路開拓及びビジネスマッチング全般
- (5) 補助金、助成金、制度融資等の資金調達全般
- (6) 職員研修

(目的外利用の禁止及び秘密保持)

第4条 垂水市及び鹿児島銀行は、この協定に基づき相手方当事者から開示を受けた情報を第1条の目的にのみ使用するものとし、他の目的に使用しないこと及び第三者に開示しないことに合意するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、この限りでない。

- (1) 事前に相手方当事者の承諾を得て第三者に開示する情報
- (2) 相手方当事者から開示を受けた際に既に公知となっている情報
- (3) 相手方当事者から開示を受けた後、開示を受けた当事者の責によることなく公知となった情報
- (4) 相手方当事者から開示を受ける前に取得していた情報
- (5) この協定に違反することなく他の手段により取得した情報
- (6) 相手方当事者から開示を受けた情報を使用することなく取得した情報
- (7) 法令等の規定により開示しなければならない情報

2. 垂水市及び鹿児島銀行並びにこれらの外郭団体、関連会社等の役職員並びに弁護士、公認会計士、税理士その他外部専門家であってこの協定と同等以上の秘密保持義務を負った上で開示を受けたものは、前項の第三者には含まれないものとする。

(非独占的合意)

第5条 垂水市又は鹿児島銀行は、それぞれ、いつでも第三者との間でこの協定と同趣旨の協定又はこれに類する契約を締結することができる。ただし、別途垂水市と鹿児島銀行の間で合意した場合は、この限りでない。

(対外公表)

第6条 この協定に基づく提携の全部又は一部について公表を行う場合は、事前に垂水市と鹿児島銀行との間で協議の上、その公表の時期、内容、方法、手段等に関し合意した上で行うものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から平成25年3月31日までとする。ただし、垂水市又は鹿児島銀行から、相手方当事者に対し、有効期間満了日の1月前まで書面によるこの協定の終了の通知がない場合は、更に1年間これを延長するものとし、その後も同様とする。

2. 前項の規定にかかわらず、第4条の規定は、この協定の終了後、5年間は引き続き効力を有するものとする。

3. 第1項の規定にかかわらず、前条及び第9条の規定は、この協定の終了後も引き続き効力を有するものとする。

(解約)

第8条 前条第1項の規定にかかわらず、垂水市又は鹿児島銀行は、この協定の有効期間中であっても、相手方当事者に解約予定日の1月前までに書面により通知することにより、この協定を中途解約できるものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第9条 この協定の準拠法は、日本国法とする。また、この協定に関し訴訟の必要が生じた場合には、鹿児島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(取扱及び交渉窓口)

第10条 この協定の取扱及び交渉窓口は、垂水市は企画課、鹿児島銀行は垂水支店に設置する。

(疑義の決定等)

第11条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に規定しない事項については、垂水市と鹿児島銀行が協議の上定めるものとする。

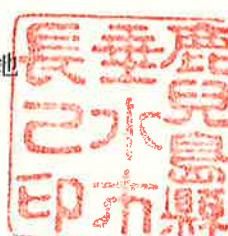
この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、垂水市及び鹿児島銀行が各自記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年11月30日

鹿児島県垂水市上町114番地

鹿児島県 垂水市

市長 尾脇 雅弥



鹿児島県鹿児島市金生町6番6号

株式会社 鹿児島銀行

取締役頭取 上村 基宏

